

令和6年度 ゆい教室(県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室)入学者選抜実施要項

1 方針

知的障害の程度が、中度・重度である生徒に対する教育を行うゆい教室(県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室)における入学者の選抜は、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術(職業)分野、体育の4教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (4) 学力検査は、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の本校作成問題を一部の生徒に実施する。
- (5) 一斉に実施する学力検査問題(県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題)は県教育委員会が作成し、(4)により実施する学力検査問題等は本校が作成する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)第22条の3の規定に該当する知的障害の程度が中度・重度である者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 特別支援学校の中学校部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校部等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校部等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員

県教育委員会が別に定める。

(3) 募集区域

全県学区とする。

(4) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和6年2月7日(水)	午前9時～午後4時まで	県立真和志高等学校 会議室
2月8日(木)	午前9時～午後4時まで	

※ 郵送(県立真和志高等学校ゆい教室)の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※ 志願希望者は、11月末日までに島尻特別支援学校真和志高等学校分教室(ゆい教室)において志願前相談を受けるものとする。(志願変更及び第2次募集を予定している場合についても同じ。)

(5) 出願手続(提出書類)

- ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校に出願することができる。(ただし、志願前相談を受けた学校に限る)
- イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長を通して、本校校長へ出願期間内に一括して提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)	全員 提出	
(イ) 調査書(通常の教育課程履修者用(第2号様式)または知的の教育課程履修者用(第2号—2様式))	全員 提出	<p>※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号—2様式を使用する。</p> <p>※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。</p> <p>※3 県内特別支援学校中学部在学者のうち、同一校内の内部進学者については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。</p>
(ウ) 入学志願者名簿(第3号様式)	各校 1部	
(エ) 健康診断書(第8号様式)		ただし、過年度卒業者のみとし、令和6年1月以降に発行されたものとする。
(オ) 療育手帳の写又は専門医の診断書(第11号様式)	全員 提出	<p>※1 更新期限が超過した療育手帳は無効とする。</p> <p>※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)</p> <p>※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。</p>
(カ) 確約及び証明書(第5号様式)		ただし、次のa又はbの者に限る a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者 b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(キ) 写真票(第15号様式)	全員 提出	※ 出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度、裏面に氏名及び生年月日を記入)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいづれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

エ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

- (ア) 「県外からの入学志願のための許可願」(第4号様式)を令和6年1月25日までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
- (イ) 前記(ア)の「許可願」(第4号様式)、と上記2の(5)のイの出願書類をあわせて本校校長へ提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び

志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願変更を行うことができる。

- (イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲とする。
- (ウ) 志願変更する者は、返却された入学志願書(第1号様式)に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2 一般入学」の「(5)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に本校校長に提出すること。

イ 志願変更の日程

再出願期間	受付時間	受付場所
令和6年2月20日(火)	午前9時～午後4時まで	県立真和志高等学校 会議室
2月21日(水)	午前9時～午後4時まで	

(7) 選抜の方法

- ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(8) 学力検査等

- ア 期日 令和6年3月6日(水)、3月7日(木)

- イ 検査場 沖縄県立真和志高等学校

※通学区域が広域にわたる志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、県教育委員会が設置する委託検査場又は出張検査場で受検することができる。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

- ウ 日程及び時間割等

① II 課程一A

※県立特別支援学校高等部入学者選抜学力問題で実施する。

	【第1日目】3月6日(水)	【第2日目】3月7日(木)
9:15～9:35	受付、日程説明、諸連絡 ※服装は制服とする。	受付、日程説明、諸連絡 ※服装は中学校指定ジャージとする。
第1时限 10:00～10:50	国語	技術(職業)
第2时限 11:15～12:05	数学	体育
第3时限 12:15～12:50	面接 ※保護者同伴	

- (ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・H.B以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・定規
- ・コンパス(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)
- ・はさみ(紙切り用)、ステイックのり
- ・上履き

- (イ) 受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)

- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。）
 - ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）
- (ウ) 2日目の服装は出身中学校等指定の体育着及びジャージとし、体育館シューズ（体育において志願者本人が用いるためのもの）を持参すること。
- (エ) 検査中（面接以外）は、保護者・引率者控え室を準備している。

② II 課程—B

※本校で作成した検査問題で実施する。

	【第1日目】3月6日（水）	【第2日目】3月7日（木）
9:15～9:35	受付、日程説明、諸連絡 ※服装は制服とする。	受付、日程説明、諸連絡 ※服装は中学校指定ジャージとする。
第1时限 10:00～10:50	総合検査1	行動観察
第2时限 11:15～12:05	総合検査2	面接 ※保護者同伴

※両日とも上履き、筆記用具を持参する。

※2日目の服装は出身中学校等指定の体育着及びジャージとし、体育館シューズ（行動観察において志願者本人が用いるためのもの）を持参する。

※検査中（面接以外）は保護者・引率者控え室を準備している。

③受検する際の留意事項

名札（例）

出身校
受検番号
氏名

- (ア) 名札(目安5cm×8cm程度)を左胸につける。
- (イ) 1日目【3月6日】の服装は、中学校所定の制服とする。
- (ウ) 2日目【3月7日】の服装は、中学校指定ジャージとする。
- (エ) 保護者や引率者は、検査中に検査場に入ることはできない。
- (オ) 令和6年3月5日(火)15:30～16:00は、検査場の見学ができる。

エ 検査時間及び配点

- ①県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各100点とする。
- ②本校作成問題の検査時間は生徒の実態に応じて柔軟に対応し、検査結果は記述等で行う。

(9) 合格発表及び通知

- ア 令和6年3月14日（木）の午前9時に県立真和志高等学校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載する。
- イ 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において（第2次募集の合格発表の日から換算にして1ヶ月以内）、個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和5年3月15日（金）	午前9時～午後4時まで	県立真和志高等学校 会議室
3月18日（月）	午前9時～午後4時まで	

- ※ 郵送（県立真和志高等学校ゆい教室）の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。
- ※ 第2次募集出願時までに特別支援学校の対象であることの証明ができるもの（療育手帳の写、又は専門医の診断書第11号様式）が準備されていることとする。

(3) 出願手続（提出書類）

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

(ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は当該年度に第2次募集を実施する高等学校に出願することができる。更に、本校に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等に出願することができる。更に、本校に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(ウ) 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- a 第2次募集入学志願書（第9号様式）
- b 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）
- c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）※各校1部
- d 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(5)のイの(カ)a又はbの者に限る）
- e 療育手帳の写、又は専門医の診断書（第11号様式）

※1 更新期限が超過した療育手帳等は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

f 写真票（第15号様式）※併願の場合でも、本校へも提出する。

(エ) 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

- a 学力検査成績証明書（第14号様式）
- b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
- c 写真票（第15号様式）※一般入試で高等学校を受検した場合は、そのまま使用してよい。

(オ) (エ)の出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者にかかる前記(エ)の書類を本校校長へ送付する。

(カ) 併願の場合は、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明（第14号様式）の写を2次募集志願先校に求める。

(キ) (カ)の出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者にかかる前記(カ)の書類を本校校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

- ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等を志願変更することができる。
- イ 本校へ2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書(第9号様式)に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に本校校長に提出すること。
- ウ 2次志願変更の日程

再出願期間	受付時間	受付場所
令和6年3月19日（火）	午前9時～午後4時まで	県立真和志高等学校 会議室

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果を資料として行う。

(6) 面接期日及び検査場

- ア 期日 令和6年3月26日（火）午前9時30分～
イ 検査場 県立真和志高等学校

(7) 合格発表及び通知

- ア 令和6年3月27日（水）の午前9時に県立真和志高等学校において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願者を提出した中学校長等を通じて合格したこととを通知する。

4 追検査

新型コロナウィルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第2次募集へ併願することができる。追検査の期日は、令和6年3月18日（月）及び19日（火）とし、追検査第2次募集の期日は、令和6年3月26日（火）とする。追検査の合格発表は、令和6年3月25日（月）とし、追検査第2次募集の合格発表は、令和6年3月27日（水）とする。

5 調査書

- (1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 本校校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求める。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

(3) 調査書の作成方法

① 第2号様式

- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

- (ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
なお、2・3年「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」については、※1～3に対応する欄へ記載すること。

※1：知識・技能 ※2：思考・判断・表現 ※3：主体的に取り組む態度

- (イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。
(ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- オ 「②特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- カ 「③行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- キ 「④総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- ク 「⑤出欠の記録」の欄は次のように記入する。
(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
(イ) 3年は令和6年1月26日現在で記入する。
(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに（ ）内に内数として記入する。
- (エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについてその数値を記入し、その数が10日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記(ウ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- ケ 「⑥健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和6年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）
- コ 令和4年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。
- ② 第2号—2様式
- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
(ア) 「学習状況」の欄はA B C Dの評価を記入する。
(イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。
(ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。
(エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。
(オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。
- オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。
- カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
(イ) 3年は令和6年1月26日現在で記入する。
(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、

その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに（ ）内に内数として記入する。

- キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和6年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

6 帰国子女等の入学選抜に係る取り扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取り扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 本校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (2) 内部進学者については、出願時に中学校長等を経て本校校長へ提出する。外部進学者（外部特別支援学校も含む）については、10月末までに中学校長等を経て県立学校教育課へ提出し、出願時にあらためて本校へ提出する。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第18条の規定に基づき、令和6年3月28日（木）までに入学手続きを完了すること。

10 合格者オリエンテーション

期日：令和6年3月28日（木）

場所：県立真和志高等学校

11 お問い合わせ先（入学者選抜実施要項について）

ゆい教室（県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室）

〒902-0072 沖縄県那覇市真地248番地

TEL 098-833-0810 FAX 098-834-5281

入試担当：小仙踊子 照屋純子